

中小規模事業所向け

廃熱有効利用設備導入支援事業

事業所や工場等から発生する廃熱等を有効利用する設備の導入に要する費用の一部を助成します。

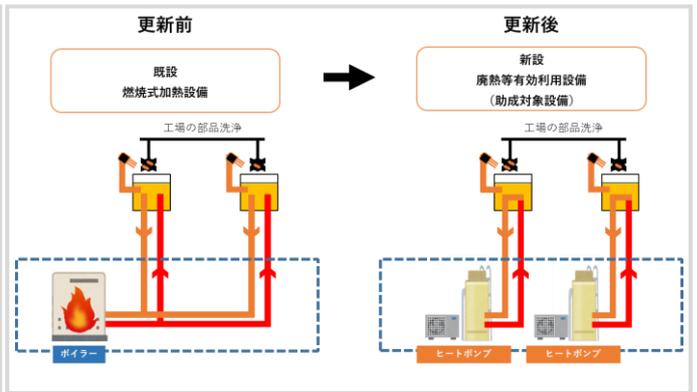
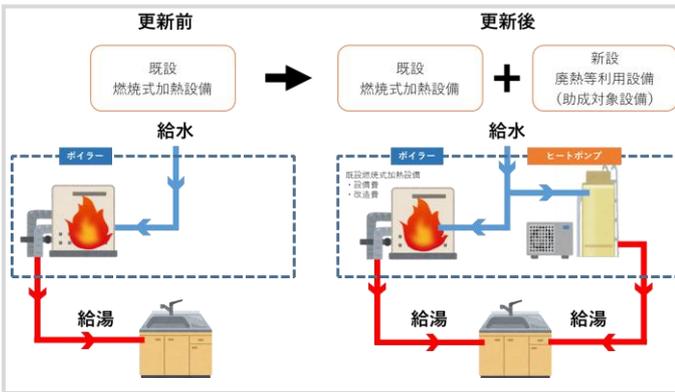


導入設備例：ヒートポンプ

●対象事業 対象となる事業は以下のとおりです。

① 既設の燃焼式加熱設備等と併用し、助成対象設備を新設する。

② 既設の燃焼式加熱設備等を助成対象備に更新する。



③ 既設の事業所等から発生する廃熱又は効果的に活用できる大気熱を抽出するために必要な設備を更新する。

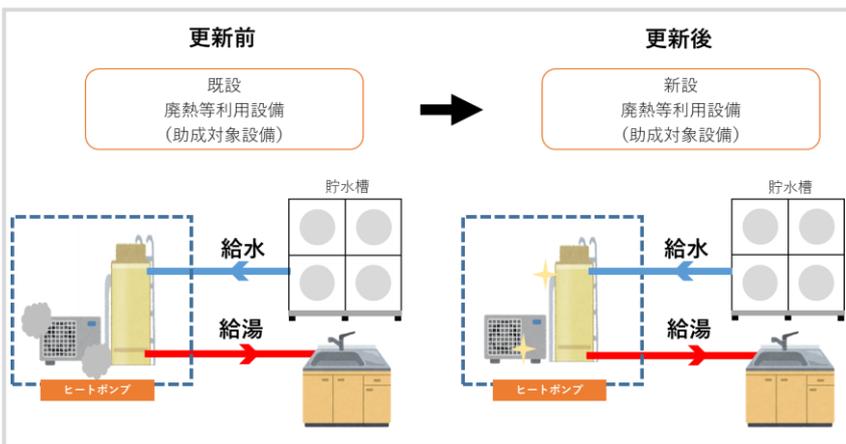
●対象となる設備

事業所や工場等から発生する廃熱等を有効利用するために必要な設備

【例】熱交換器・ヒートポンプ・ヒートパイプ・ポンプ・熱導管・蓄熱システム等

廃熱がない又は利用困難な場合、大気熱を抽出するために必要な設備

【例】空気熱源ヒートポンプ・循環加温式ヒートポンプ等



：助成対象設備

●助成対象者 中小企業等

●助成額 助成対象経費の2/3（助成上限額1,000万円）

事業概要

助成対象者

- 1 中小企業等※
 - 2 上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO 事業者
- ※ 中小企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等

助成対象設備

事業所や工場等から発生する廃熱等を有効利用するために必要な設備（熱交換器、ヒートポンプ等）

主な助成要件

- 1 中小企業等が都内で所有又は使用する中小規模事業所において、助成対象設備を導入すること。
- 2 助成対象設備を導入することにより、二酸化炭素削減効果が見込まれること。
- 3 上記1を実施する事業所について、地球温暖化対策報告書を提出すること。

助成金の額

助成率：助成対象経費の2/3
助成上限額：1,000万円

助成対象経費

助成事業の実施に要する以下の経費
設計費、設備費、工事費

事業期間

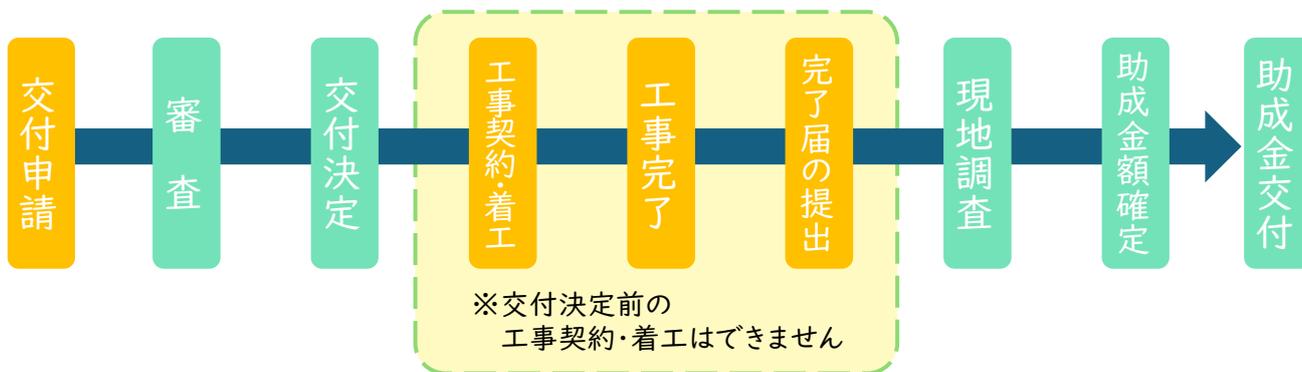
令和6年度から令和10年度まで（助成金の申請は令和7年度まで）

事業規模

令和6年度予算額 3億円

助成金申請の流れ

●は事業者が実施します。●は公社が実施します。



※ 申請から交付決定までには概ね2カ月を要します。

ただし、審査内容や申請件数、その他の事情により前後する場合がありますので、予めご了承ください。

事業の詳細や申請方法等は、ホームページからご確認ください。

クールネット 廃熱有効利用



<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/waste-heat-utilization>



公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター

〒163-0817 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

電話番号：03 (5990) 5085 ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/>
メールアドレス：waste-heat-utilization@tokyokankyo.jp